

## プレスリリース

■件 名 「東村山市職員の退職手当の見直し」について

■リリース日 平成25年5月27日（月）

### ■概 要

#### 1、市長、副市長及び教育長の退職手当について

東村山市長、副市長及び教育長の退職手当を別紙とおおり改正し、退職手当の支給率は、都内26市のうち最低水準となります。

#### 2、市職員の退職手当について

東村山市職員の退職者に対する退職手当支給率を別紙のとおり改正し、平成25年7月1日からの実施を予定しています。

詳細は別紙ご参照ください。

■担当所管 東村山市総務部人事課